

## 平成31年度入札参加資格審査申請（解体工事）について

平成30年9月13日

本企業団の建設工事入札参加資格審査申請については、平成28年6月から建設業の許可業種に解体工事業が新設されたことに対応するため、解体工事業の許可を取得していない者でも、建設業法の経過措置に該当する場合は、解体工事を希望業種とできることとしていました。しかし、経過措置が平成31年5月をもって終了するため、平成31年度からは他の業種と同様に、解体工事を希望業種にするためには、申請時において解体工事業の許可及び経営事項審査を受けていることが必要になります。

平成31年度に解体工事の入札への参加を希望する場合は、このことに注意して申請の準備をお願いいたします。

### 記

#### 1 解体工事

	H31 入札参加資格申請	(参考) H29・30 入札参加資格申請
許可	契約締結先となる営業所において、「解体工事業」の許可を受けていること。	契約締結先となる営業所において、「解体工事業」又は「とび・土工工事業」の許可を受けていること。
経営事項審査	「解体工事業」の経営事項審査を受けており、解体工事の完成工事高（2年ないし3年平均）が「0」でないこと。	「解体工事業」又は「とび土工工事業」の経営事項審査を受けており、とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）の完成工事高（2年ないし3年平均）が「0」でないこと。
総合値（※1）	解体の値を用いる。	とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）の値を用いる。

2 とび・土工・コンクリート工事

	H31 入札参加資格申請	(参考) H29・30 入札参加資格申請
総合値(※1)	とび・土工・コンクリートの値を用いる。	とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)の値を用いる。

※1 岡山県南部水道企業団建設工事請負契約競争入札参加資格に関する要綱第6条第1項の「総合評定値」